

莊園と水運 (その二)

—北九州・遠賀川流域莊園を中心として—

* 恵 良 宏

A study based on the documents of River transportation in the Manorial system.

— with special reference to the manors in the Onga-gawa (遠賀川) basin. — by Hiromu Era

第二章 遠賀川流域莊園の年貢輸送

一、観世音寺領莊園

2、金生封

。金生封の立地とその成立

観世音寺領金生封は、現在の福岡県鞍手郡若宮町上金生の地に同定できる。遠賀川は中流の直方市植木から犬鳴川と合流するが、その犬鳴川を約十四キロメートル溯った地点にある。若宮町には後述の六条八幡宮領若宮荘があったが、若宮荘とはこの犬鳴川をへだてて南北に相對する一帯で、南岸、叶嶽の山麓にひろがる段丘上にひろげた集落である。現在も犬鳴川がこの集落のすぐ北側を流れ、かつてこの川で舟運が利用されたことがたやすく推察できる。近世において犬鳴川にあった船場のもっとも上流は若宮、すなわち現在の福丸であったが、下金生と福丸はごく僅かの距離であるからほとんど、同一点とみなしてもよいと考えられる。或は現在の金生には観世音寺領にはほとんど祭られている日吉神社がなく、福丸には鎮座しているところからかつての金生封は福丸の方が中心であったかとも考えている。また金生の西南隣の下村には、日吉神社があるのでこの付近まで金生封の領域ではなかったかと推量される。

金生封の史料的な初見は、延喜五(九〇五)年の「観世音寺資財帳」にみえる封戸二百烟の内、筑前国鞍手郡五十烟、金成郷であつて、金成郷は「和名抄」の金生郷であるから、この封戸の施入は朱鳥元(六八六)年に遡るものであろうことは、すでに指摘されているところである。金生封の四至あるいは田数について

は明確な記載がなく、また封戸から荘園化した経過やその年代についても史料を欠いている。しかし、現在の金生の地域がそのままかつての金生封から発展したものとと思われるので四至一荘域については多少、推測ができる。また観世音寺文書目録から、平安時代中期の治安四(一〇二四—万寿元)年の段階において、金生封の公驗⁽¹⁾が作成されたことを知るのみである。これ以後、年貢運上関係に限定されるが、史料の所見がある。

。金生封の年貢輸送

年貢輸送を考える前提として、金生封の田数がどれ位あったかを考える必要がある。長承元(一一三二)年十二月の筑前国金生封作田注文⁽²⁾により、大治三(一一二八)年から長承元年まで五年間の作田・除田・定田・正米について知ることができるが、(表1参照)これによれば、この作田以下の平均値は、作田百二十六町七反百四十四歩であり、定田百十三町一反二百四歩に対し、正米は三百四十五石七斗五升八合七勺であった。反別三斗余の正米が徴取されたと考えられる。

このような経済力を有する金生封に対して、東大寺は政所の御定と称して、天承二(一一三二)年八月二日、検田使、書生上座遍増大法師を派遣している。東大寺は観世音寺領に対する実質的支配権をもっていた段階ではあるが、いかに東大寺側の金生封に関心を払い、かつ同封の重要性を認め、確実におのが支配下に置こうとしたかを示すものである。しかし、金生封の在地における勢は、後掲の表からも明らかのように、作田・定田・正米ともに全般的に増減の著しい中で、

* 宇部工業高等専門学校歴史教室

次第に減少の傾向を示し、衰退の途にあったようである。観世音寺領は金生に限らず平安時代末期迄には次第に衰退する傾向が強く、観世音寺の寺運の衰退と軌を一にする。

さて、年貢米運上は、大治二年(一一二七)からその状況がうかがえる。同年八月廿五日から嘉応二年(一一七〇)までを表にして示すと表(2)のようになる。

この表における永曆から仁安までの分は、いわゆる運上送文によるので、ここにあげた数字がその年分の年貢高とするのは疑問であるが、二度に分けられた運上を予想して、運上米その他を二倍にみても急減していることは認めねばなるまい。それは、さらに大治元年からの継続とし、その減少ぶりをみれば、次第に減少の一途をたどっていることは明白であろう。

大治四年(一一二九)三月二十八日筑前国金生封年貢米結解状によれば、六十石が淀津で受取られ、さらに東大寺へ運ばれた。淀津から奈良東大寺までの運賃が、定蔵納米五十七石一斗四升三合に対し、石別五升の配分により、二石八斗五升七合となった。また同様に、同石高の定蔵納米を加えて、延定米は七十四石二斗八升五合となる。この延定米と過下二斗九升六合を加えると金生封が東大寺へ納入すべき所下の七十四石五斗八升一合となる。この計算方法は結解状に従ったものである。煩雑であるので簡略に推定計算の方法を重ねて述べると、金生封から東大寺への見進名高の実数は定蔵納米である。これに淀津、東大寺間の運賃を加えた淀津定米が、淀津、金生間の運賃を計算する対象となる。淀・東大寺間の運賃すなわち、御寺運上加賃料は「除」とあり、ここでは考えず、結局定蔵納米から加斗出の計算をする。金生封、淀津間の運賃は「石別三升」という送文の記載により、加斗出を計算し、これに前述の定蔵納米を加算すると「所下米」となる。以上の運賃その他の算出については、すでに西岡虎之助『莊園史の研究』の中でとり上げられて居り、ほとんどこの計算によって、他の論考にも引用されることが多い。しかし、この結解状については、西岡氏の見解で少々問題点があると思われる。第一は、金生封の年貢米は博多津からではなく、金生から直接、淀津に送られたと考えられる点、第二に年貢運賃の計算を「延喜式」に求めることは、略算ならば許されようが、絶対値として延喜式の官物輸送の運賃率が導入し得るかどうか疑問である。第三点は、西岡氏がつくられた計算式がそれ自体矛盾すると考えられる。すなわち $\text{海運米} + \text{海運米} - \text{海運米} = \text{海運米}$ とされた。これから $\text{海運米} + \text{海運米} + \text{海運米}$ から計算されねばならない。しかるに船賃は定蔵納米により計算されている。そこ

でこの船賃には御寺運上加賃料が含まれることになる。なぜなら、 $\text{海運米} + \text{海運米} + \text{海運米} = \text{海運米} + \text{海運米} + \text{海運米} + \text{海運米}$ であるからである。故に、西岡氏の言う公定船賃とは御寺運上加賃料も含めた船賃となる。よって定蔵米から割出された公定船賃はそれだけで加斗出米高にほかならない。ところが、西岡氏は公定船賃と御寺運上加賃料の合和が、加斗出米高としたからこの加斗出米には御寺運上加賃料が二倍になって含まれている。以上、大治四年の金生封年貢米結解状を、西岡氏の見解に対する問題点の指摘から見た。

次に、永曆二年(一一六一)十月から嘉応二年(一一七〇)三月までは、碓井封の場合と同様な形式の年貢運上勘文である。しかし運上高については前述したので雑用の内容を表に示した。(表3参照)問題となるのは、正米に対する雑用すなわち運賃、同様に平駄賃料、国津川下賃料、さらに正米に附される水手員数と労力等である。先ず雑用については表3のごとく上昇する傾向がみられる。因に大治元年の運上の時は、39・1%、先の大治四年三月廿八日の結解状では29・9%であったから、永曆、仁安、嘉応の上昇は明確であるが、平均的な運賃は約四割五分を占めている。平駄賃料および国津川下賃料は第三章で述べることにして、水手について見ると永曆二年は四人の功物料が十二石であって、一人宛て三石与えられたことがわかる。運上米は約十八石に一人の水手が付けられた計算になる。従ってこれを仁安四年に応用すると正米三十石であるからほぼ二人と考えられ、二人とすれば五石四斗の功食料は一人二・七石となる。同様に嘉応二年は二人として年貢米約二十石当りに一人、そして功食料は一人に三・六二石となる。仁安・嘉応の両年とも二人であろうと推測され、水手が約十八石に一人付けられたと推定できる。この三回の年貢運上で気づくことは、先ず、梶取末成の存在である。仁安四年においては末成の代官として堂達³があらわれる、のこる二回の送文にも末成が梶取としてあらわれる。梶取末成がいかなる人物であるかここでは明らかにすることは出来ない。他の庄園の例から推しておそらくは金生封の有力名主が、梶取の職を専門とするに至ったものであろうか。さらに署判の加え方についても永曆とそれ以降では変化がみられる。すなわち永曆の運上勘文では、署名をしているのは権都那⁴從儀師以下の観世音寺僧侶たちであったが、仁安・嘉応に至ると、署判を加えたものは政所僧、封司(代)預所となっており、次第に観世音寺の手から離れていく傾向がうかがわれる。彼らがどのような性格をもつ者かは明白ではない。

金生封の年貢運上はその後しばらく不明であるが、鎌倉時代に入り文永二年十一月二十日から文永九年七月まで十六通の年貢送文によって、鎌倉期の年貢運上の様相がうかがえる。これは「頼守筆俱舎論第五卷抄」の紙背文書であるが、これを表にして示そう。(表4)この表について、更に分表を作製すると表5のようになる。これらを平安末期と比べると金生封の年貢米は減少しながらも、荘園として存続をしたことがわかる。一見、増減の幅が大きいかのように見える見納分の正米も史料的な問題によって起っているのである。四表でも判る通り、文永三・四・五年の送文は間断なく継続していると考えられる。三・四年度分の正米は三・四・五年の史料の継続により、上限・下限とも他年度分より明らかである。以上の点から文永年代の年貢米は三・四年度の正米によってうかがえよう。ほぼ百十六石前後である正米に雑用(正米の三十七パーセント平均)を加えれば年貢米百五十八・九二石を推計できよう。そして表5の二・五・七・八年度分も表4の数通の継続する年貢送文からすれば運上高が少いのは背ける。ただ三・四年の正米に見られる如く全く一定していたとまでは断定され難い。ともかく東大寺の収取分が三百石からあったことからすれば、著しい後退であるといえよう。

次に雑用について述べると、正米高の中で占める雑用の比率を求めて別表に作製して示せば表6のようになる。表5によれば、平安末期に四・五割ないしそれ以上を占めていた運賃が低下したことがわかる。この他に文永四年五月二十日の送文によれば、雑用十四石の下に注として「四斗ちん」とあり、また同様に文永五年正月二十九日のものにも「二斗五升ちん」と見えているが、関係史料の欠如から明らかにできない。

東大寺に納められたものは、文永年間においては、米ばかりではなく、甘藷二久里、繻一口、布二段などが見える。時期は不定であるが一定量運上された。この他、銭四貫文が納められている。銭納に関するものは文永年中のみでこれについては送文にも何ら説明が見えない。鎌倉時代において、荘園の年貢は次第に銭納化される傾向にあったから、隣接す粥田荘に「市場」の存在もあって、何らかのこの地における貨幣経済の進展を示すものと考えて良いが、関係史料が見当らない。雑公事としての銭納と解釈している。一般的について九州地方でも大陸貿易による銭貨流入があり、また、田地生産力の低位性によって農民は雑穀や手工業製品の売却を余儀なくされ、加うるに年貢輸送の困難性の事情があいまって、早くから代銭納が成立したとされるが、それにしても北九州の荘園からは余りにも多くの「米」が運漕されている事実をどのように解せばよいだろうか、また銭納

は比較的少いのである。

文永二年から九年の間にあらわれる梶取は、貞延、清太別当、代朝四千(梶取代の朝四千であろう)の三名であるが、彼らの出自や身分、封内での地位などについては明らかではない。

その後の金生封の年貢関係については、蒙古襲来によって年貢運漕に支障をきたした史料がのこっている。弘安元年九月に書写された「有法差別短歌」の裏文書によれば、建治三年の十一月三日、僧堯寛は金生封に下向して、帰京する時に「弘安の役」が近づき、いよいよ襲来の様相が濃くなったため、門司関以下の関は警固のため閉鎖された。従って上りの船が不通となって滞留し、その上蒙古襲来のため金生封米も守護所から押し留められた状態になったことを伝えている。これは堯寛が越後得業房に宛てた書状で、日付は十一月十四日となっているが、三日に上京の予定が十四日まで留まっていたものであるか。この中で注目すべきことは蒙古襲来によって関がとぎされたこともあって、金生封米運漕が困難になったこと。さらに僅かの史料で詳細な事情はうかがえないが、文永年間にも見たごとく年貢米は少ないにもかかわらず、金生に対し使僧が派遣されていたことである。東大寺にとっては遠隔地の所領であって、次第に領主の手から離れる傾向にあったがなお積極的支配がなされたと見てよいだろう。従って金生の経済的地位が高かったことが推量できるのである。それがどのようなものであったのだろうか。単なる「米」の産地であったのみだろうか。

鎌倉末期に、金生封の史料では管見の限り最後のものがある。永仁元年十二月の「東大寺事務条々」によれば、筑前国金生庄事として関東御教書を下された。また金生庄実検事として当荘の実検には故実の仁を差副えて行うよう五大院太郎左エ門尉に仰付けられた。という内容であって、くわしいことは見えないが、金生荘(すでに封から荘に名称も変っている)に対する実検が依然として領家から行われていたことが知られ、金生がまだ東大寺の確実な支配下にあったことを推測できるのである。しかしこれ以降、金生に関する史料は見出すことが出来ない。

表 1

	田 定 (町反歩)		正米(石)
	町反歩	町反歩	
大治 3年	130.1.120	117.8.300	407
4年	136.0.30	124.7.240	349.1
5年	120.2.180	107.9.60	305.9351
天承元年	131.2.180	118.6.180	321
長承元年	116.0.210	96.5.240	—

表 2

		運 上 高	見 進 (正 米)	雑 用
1	(大治元年分) 大治 2 . 8 . 25 .	566石 4 斗 1 升 6 合 1 勺	407石 2 斗 3 合	159石 3 斗 1 升 9 合 5 勺
2	大治 2	—	322石 2 斗 2 升	—
3	大治 3	—	407石	—
4	大治 4	—	349石 1 斗	—
5	大治 5	—	305石 9 斗 3 升 5 合 1 勺	—
6	長承 2 . 2 . 22	—	321石	—
7	長承 2 . 2 . 22	—	150石	—
8	永曆 2 . 10	100石 7 斗	70石	30石 7 斗
9	仁安 4 . 2 . 25	43石 6 斗 8 升	30石	13石 6 斗 8 升
10	嘉応 2 . 3 . 25	58石 2 斗 6 升	40石	18石 2 斗 6 升

- 注 史料 1. 平安遺文 5 の1811頁
 2. " 5 の1820頁
 3. " 5 の1917頁
 7. " 5 の1927頁
 8. 東大寺文書 5 の405頁
 9. 平安遺文 7 の2730頁
 10. " 7 の2757頁

表 3

	永曆 2 年 10 月	仁安 4 年 2 月 25 日	嘉應 2 年 3 月 25 日
運 上 米	100石 7 斗	43石 6 斗 8 升	58石 2 斗 6 升
正 米	70石	30石	40石
雑 用	30石 7 斗	13石 6 斗 8 升	18石 2 斗 6 升
船 賃 料	4石 9 斗	2石 1 斗	2石 8 斗
奴 祭 料	2斗	9升	1斗 2 升
梶取功食料	5石 2 斗	3石 3 斗 4 升	3石 1 斗 2 升
水手食料	12石(4人)	5石 4 斗	7石 2 斗
欠 料	2石 8 斗	1石 2 斗	1石 6 斗
本 賃 料	3石 5 斗	1石 5 斗	2石
船 祭 料	2斗	9升	1斗 2 升
平 駄 賃 料	7斗	4斗 5 升	6斗
国津川下賃料	1石 2 斗	5斗 1 升	7斗
水手功物料	絹 20疋	絹 9疋	絹 12疋

*史料 東大寺文書 5—405頁 平安遺文 7—2730頁
 平安遺文 7—2757頁

雑用が正米の中に占める割合 (%)

	永曆 2 年	仁安 4 年	嘉応 2 年	平 均
雑 用	43.8	45.6	45.6	45.0

表 4

	運上高	正米	雑用	その他	梶取
文永2.11.20	文永2年 26石斗升	20石斗升	6石斗升		貞延
文永3.2.8	文永2年 49	35.	14.	甘葛2久里	貞延
〃 3.5.19	〃 11.4.	8.7.7	2.6.3		〃
〃 3.11.23	文永3年 20.2.5	15.	(5.2.5)	銭4貫文	〃
文永4.1.15	文永3年 —	13.	—	—	—
〃 4.2.28	〃 42.	30.	12.	繻1口, 甘葛2久里	貞延
〃 4.4.15	〃 —	25.	—	〃 〃 雑布10段	—
〃 4.5.20	〃 49.	35.	14.(4とちん)		貞延
〃 4.11.21	文永4年 20.4.1	15.7.	4.7.1		(代)朝四千
文永5.1.29	文永4年 40.5.	30.	10.5(3斗5升ちん)	甘葛2久里	貞延
〃 5.4.22	〃 48.2.	34.3.	13.7.2.	繻1石, 薦10枚	〃
〃 5.7.1	〃 —	34.3	—	—	—
文永6.2.16	文永5年 35.	25.	10.	繻1口, 甘葛2久里	清太別當
文永8.2.16	文永7年 —	1.	—	—	—
8.7.26	— —	11.	—	繻1口, 甘葛2久里, 庸布10段	—
文永9.7.	文永8年 —	80.	—	—	—

註：()は逆算による。—は不明。

文永2.11.20～文永9.7までいずれも大宰府史料・中世篇1巻の196頁～235頁によった。

表 6

文永年月日	年度分	運賃高	正米	雑用	比率(%)
2.11.20	2年分	26.0	20.0	6.0	30
3.2.8	〃	49.0	35.0	14.0	40
3.5.19	〃	11.4	8.77	2.63	29.9
3.11.23	3年分	20.25	15.0	5.25	35
4.1.15	〃	—	(13.0)	—	—
4.2.28	〃	42.0	30.0	12.0	40
4.4.15	〃	—	(25.0)	—	—
4.5.20	〃	49.0	35.0	14.0	40
4.5.20	(不明)	—	—	—	—
4.11.21	4年分	20.41	15.7	4.71	30
5.1.29	〃	40.5	30.0	10.5	35
5.4.22	〃	48.02	34.3	13.72	40
5.7.1	〃	—	(34.3)	—	—
6.2.16	5年分	35.0	25.0	10.0	40
8.2.16	7年分	—	(1.0)	—	—
8.7.26	(不明)	—	(11.0)	—	—
9.7.	8年分	—	(80.0)	—	—
Total		341.58	249.77 +(164.3)	92.81	37.3

単位(石) 比率(雑用/正米)

表 5

	正米
文永2年分	63石7斗7升
3年分	118石
4年分	114石3斗
5年分	25石
7年分	11石
8年分	80石

3、山鹿荘

。山鹿荘の成立と年貢輸送

山鹿荘は現在の福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿の地に比定できる。しかしその荘域については必ずしも明確になされない。山鹿も金生封と同じく、延善五年(九〇五)の「筑前国観世音寺資財帳」が、初見の史料である。しかし、現存しない

が、養老四年(七二〇)の観世音寺領田園山林図に山一処、山鹿島という記載がある。(大宰府史料卷一)これによれば、観世音寺の資財としては山林の部に入り、寺用の塩焼きのための薪を出す所領であった。製塩における燃料は莫大な薪を必要としたために設定されたのであろう。当初は「山鹿林東山」、または山鹿島(若松区鳥郷といわれるように洞の海と江川によって、島となっていた。地図参照)と称され、大宝三年十月廿日の施入がその起源である。山鹿林東山の地はその四至が記されているが、東、南、北は海、西は布刀浦より韓泊に至る道を境界とする地域である。どの位の面積であったか明らかではないが、山鹿とはかなり離れた地域であり、現在の北九州市若松区の東部―石峯山塊―に比定されると考えている。⁽¹⁰⁾山鹿の山林はその後、他の観世音寺領と同じく次第に荘園化し、塩田や山林に加えて水田が主体となったものと思われる。仁平三年(一一五三)の「東大寺諸荘園文書目録」⁽¹²⁾によれば、弘仁九年(八一八)山鹿荘公驗、一卷五枚の文書が存ったことを伝えている。現存しないが、これに従うならば、徐々に荘園化して山鹿荘として立券されたのが弘仁九年ではなかったかと思われる。とすれば山林より水田を主体とする荘園になり、観世音寺が開発に力を注いだ初期荘園の姿が山鹿荘にうかがえるのではあるまいか。史料的には、山鹿荘は「資財帳」の記載以後、年貢輸送の史料へと移り、延嘉五年から長承二年へと降る。この間ほとんど史料は見られない。

長承二年(一一三三)六月八日の納所支配状によれば、⁽¹³⁾長承元年三月十六日には山鹿の米が百石東大寺に納入されている。これは観世音寺が東大寺の末寺となつてから、年貢米が運上された史料の初見である。翌長承二年十二月廿七日には、米百四十石七斗を東大寺に運上して、雑用四十五石四斗を費して、百石が寺家納入分であった。⁽¹⁴⁾この運漕には、正米百石に水手六人が付されていたが、綱丁も兵士も同行し、梶取未成によって十二月廿七日から翌年三月十六日まで七十九日を要して運送された。未成は、永曆から嘉応にかけて金生封の年貢米輸送に従事した梶取未成と同一人物であろう。この年貢運上送文には、国津川下賃料の項目が見られないのは、山鹿荘が遠賀川の河口に近く存在したからであると考えられる。従って国津川を遠賀川本流と考えても良いであろう。

次に山鹿荘の年貢米について見てみよう。仁安二(一一六七)年二月廿八日の山鹿荘年貢結解状によれば次の表のようになる。⁽¹⁵⁾

この表によれば、五ヶ年の年貢米は増減が激しくかつ年貢米の運上は減少の傾

山鹿荘年貢米結解 (単位石)

A.D	
応保元年(1161)	269.6
2年(1162)	142.265
長寛元年(1163)	98.0
2年(1164)	128.3
永万元年(1165)	170.5
計	808.665

向を示す。これは碓井及び金生において見られたと同様の現象であるが、同結解状には、この五ヶ年の所当米千二百石のうち、所済分は四百二十八石三斗で、山鹿荘の未進分は八百三十一石七斗に及んだという。山鹿荘は、この仁安二年二月の年貢運上の記載から以降年貢運上も東大寺関係の史料も知られなくなる。

その後の史料によれば、山鹿荘は撰閥家を本家としていたことがわかる。建長二年(一二五〇)、関白九条道家は山鹿荘を女子四条院尚侍全子に譲っている。⁽¹⁶⁾東大寺は観世音寺にとつてはいわば本家的な位置にあったから、山鹿荘は更に本家を有した荘園であったといえよう。或は次にのべる山鹿氏のもとにおいて成立した山鹿荘が撰閥家を本所と仰いだものかとも考えられる。観世音寺と山鹿荘の関係は仁安二年以降全く見られなくなってしまうのである。竹中岩夫氏の説によれば、北九州市若松区二島の日吉神社が若松東部―観世音寺領山鹿荘の領域―全域に及ぶところから、この地を荘の中心に考えられ、のちに二島荘となつたとされる。⁽¹⁷⁾

。平安末期以降の山鹿荘

山鹿荘において、平安末期に有力な在地領主として山鹿氏の存在が知られる。山鹿氏は本姓藤原氏で余り明確ではないが、十一世紀以降大宰府の府官であった藤原氏との関連があり、粥田氏や肥後の菊池氏とも同族の関係にあった。「宇治拾遺物語」巻九には、山鹿大夫経政について、「恒政が郎党供養事」の説話に記載が見られる。山鹿氏の武士団としての経済的或いは軍事的な側面を窺うことができる。ここでは恒政の郎党政行を中心に話が進められているが、彼は郎党として恒政館に起居していたと考えられ、「太刀をはき股貫穿き」という武装をしていた。「かたへの郎党ども」といわれる傍輩はいづれも「里・隣・私の者ども」と称される恒政館近辺居住の知己親類であり、それは「饗百膳」を用意する程の人数であった。おそらく政行を、主君恒政の館に居住していた常事警護に当る職業的武士とすれば、傍輩百余人は平常は、田島の耕作に従事し、農民的性格を拭いきれない、恒政所領の在家住人層ではないかと推量される。⁽¹⁸⁾こうした郎党を主要な軍事力とし、山鹿荘三百五十町と称される荘園の実質的支配権が山鹿氏の勢力

の根源であったと思われる。山鹿氏の居館は現在の芦屋町山鹿の城山、およびその北麓の台地が想定され、余り大規模ではないが典型的な中世豪族の居館遺構を留めている。山鹿氏がどのように山鹿荘において勢力を扶植し、成長してきたかを知る史料を欠いている。或いは観世音寺ないし東大寺といかなる関係を有したかという点も知ることはできないが、大宰府の府官が観世音寺との関係から寺領に入って土着し武士化したと考えている。平安末期の争乱時、山鹿氏は恒遠の甥秀遠の代に当るが、菊池氏や原田氏以下の九州諸豪族が平氏側に立ったが、秀遠もそれに加わり、一時は山鹿城に平氏一門を迎える迄の立場が「平家物語」などによって伝えられている。しかし、平氏の没落によって山鹿氏の所領は平氏没官領となり、建久年中、秀遠跡は奥州征伐に勲功のあった宇都宮家政に与えられたという。その所領の内容は山鹿氏の所領を推定する手がかりとなるが、建久頃については不明である。建長元(一二四九)年六月廿六日の北条時頼下文(麻生文書一)によれば、宇都宮氏に与えられたのは、山鹿荘内麻生荘、野面荘、上津役郷三ヶ所の地頭代職であり、この下文の袖に北条時頼が花押を加えているところより地頭職が北条氏の手に移ったものではないかと推察される。山鹿氏と関係の深い粥田氏の所領(粥田荘や近隣の鞍手領(のち若宮荘)が平氏没官領となって、源頼朝や北条政子の手に入ったことと考え合わせると誤りがないかと思う。地頭北条氏の代官として東国御家人宇都宮氏が派遣されたものであろう。宇都宮氏は後に本拠地とした麻生荘によって麻生氏を称し、遠賀郡山鹿によった庶家は山鹿氏を称す。或は旧来の山鹿氏を一族の中に包含して族的結を強めたともいわれるが明らかではない。麻生氏一族の所領は麻生荘より拡大して文安八年(一四四八)には、山鹿荘三百五十町と称するまでに至っている。観世音寺領の山鹿荘、あるいは山鹿氏の領有した山鹿荘がいづれも田数を知ることができないが、この史料から大よその荘域と田数を推定する手がかりとなろう。

山鹿荘三郷三村者

一、八十町者	折尾郷	二十町者	熊手村
六十町者	在毛郷	十五町者	藤田村
三十五町者	安屋郷	二十五町者	穴生村
此内同庄散在			
三十五町	麻生庄	六十五町	二島郷
二十五町	小倉村		今者庄也

以上山鹿荘三百五十町之辻也⁽¹⁹⁾

この範囲は、筑前国遠賀郡のほぼ東半分に及び、現在の北九州市若松、戸畑、八幡区のほか全域と遠賀郡水巻町、芦屋町の山鹿(遠賀川東岸)までをふくんでいる。山鹿秀遠時代の山鹿荘はおそらくこの地域であって、宇都宮氏の所領麻生荘はこの地域内に成立したから散在荘の形をとったものであろう。麻生氏は山鹿荘の領家(または本家)をどこに仰いでいたか明らかではないが、室町時代には年貢米の運送を行い幕府よりの過所を与えられている。(麻生文書四九ノ五一号)これについては稿を改めて述べたい。いづれにしても観世音寺領の山鹿荘に関しては鎌倉時代以降の史料を欠いているために不明確な点が多い。室町時代以降、戦国期末まで山鹿荘は麻生氏によって伝領されたが、永享十二年六月一日、山鹿荘内折尾郷内古賀各田地十一町が宗貞盛に給分として宛行われており、これは先例によるものだとしている⁽²¹⁾。更に文明元年九月廿日、宗直秀から折尾郷内え⁽²²⁾ふり各八町が同様に齊藤将監に宛行われている。宗氏家譜によれば、武藤知宗によって齊藤盛貞が山鹿荘に遣わされて御牧郡(遠賀郡)を掌ったという。余り明確ではないが宗氏の所領獲得と何らかの関係があるかと推測している。

注

- (1) 『平安遺文』内の二三〇五頁、東大寺諸荘園文書目録、保元二年九月十四日の目録では、治安と長保年中の免判が在ったことを伝えている。
- (2) 『平安遺文』(四)の一九一七頁
- (3) 『平安遺文』(五)の一九〇三頁
- (4) その理由は、永暦二年の送文には「金生封進落早米者」とあることから、この年貢は早米分であったと考えるからであり、『寺領荘園の研究』(一二〇ページ)ではそのまま考えられているようである。
- (5) 『平安遺文』(四)の一八二九頁
- (6) 西岡虎之助『荘園史の研究』上、一七一頁
- (7) 『大宰府史料』中世篇二の一九六ノ三三五頁
- (8) 『大宰府史料』中世篇八の補三十頁
- (9) 川添昭二編『鎮西探題史料』下の二九六頁
- (10) 竹中岩夫「北九州の古代を探る」第一章観世音寺領若松による。
- (11) 山鹿荘は四至からみれば、北九州市若松区の旧市内に相当する地域であり、東・北・南はいづれも山地が海に落ちこむような地形であった。従って西方には低い丘陵地帯とその間に水田がひらけていたので西方に向って

開墾が行われたものであろう。山鹿の地は東南・西・南も海及び遠賀川に面し、東と北部にわずかの水田と砂丘がつづく地形であるから荘園化がどのようなに進んだか、また荘地も旧遠賀郡東部一帯に散在していたらしく荘域も明確にし難い。ちなみに近世における山鹿村の田数は二十五町余であった。山鹿の東部には遠賀川が深く北に向かって入りこみ入江のようになっていたらしく正津浜の地名をのこすが、或は荘の津ではないかと推測している。

- (12) 『平安遺文』六、二三〇五頁
- (13) 『平安遺文』五、一九二七頁
- (14) 『平安遺文』五、一九四〇頁
- (15) 『平安遺文』十、三八八一頁
- (16) 清水正健『荘園志料』下、筑前国山鹿荘項に引く関白道家廻分状（九条家文書一）
- (17) 竹中岩夫氏前掲論文十四頁
- (18) 正木喜三郎「粥田恒遠考」（日本歴史一六七号所収）
- (19) 「麻生文書」、三二頁所載、但し三百五十町とっているが、合計では三百六十町となる。
- (20) 麻生文書、文明十一年十月廿六日、足利義政御教書が山鹿荘伝領の公的な安堵の最後であるが、その後も豊臣秀吉の九州平定まで実質的には麻生氏による遠賀郡支配は続けられている。
- (21) 対馬、斉藤主税定章家藏文書
- (22) 『太宰管内志』上、四四一頁所載

第二節 六条八幡宮領

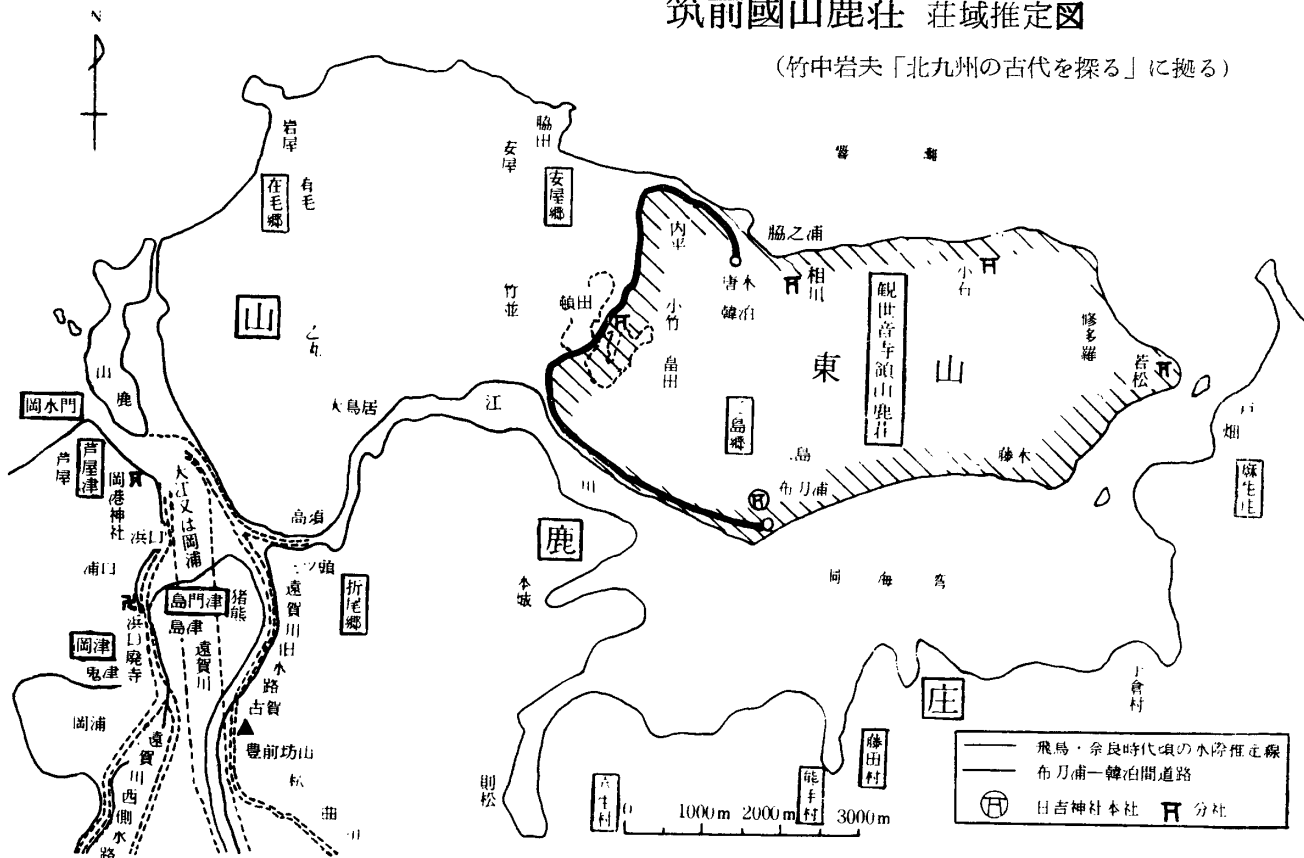
一、六条八幡宮と若宮荘

若宮荘は、「吾妻鏡」文治三年十月廿六日の条によれば、土佐国吾河郡、撰津国山田庄などと若に、源頼朝によって左女牛若宮八幡宮に寄進された。

若宮荘の位置は、現在の福岡県鞍手郡若宮町一帯に同定される。若宮町内の福丸、水原・竹原・平・伏原などの地名が関係史料から検出されるから、若宮町の中心地域を荘域に想定できる。若宮の町名も荘園の故地にもとづいたものという。

筑前国山鹿荘 荘域推定図

(竹中岩夫「北九州の古代を探る」に拠る)



源頼朝の若宮八幡宮寄進以前は筑前国の宗像氏の領有する所であったと考えられる。「訂正宗像大宮司系譜」⁽²⁾によれば、応保二年七月八日、筑前国鞍手郡赤間荘および若宮荘を二条天皇から賜っている。赤間荘は現在の福岡県宗像郡にあるが、宗像と若宮とはゆるやかな丘陵によってつながっているから、宗像氏と若宮荘さらには鞍手郡一帯は距離的に近い関係に在った。⁽³⁾宗像氏から頼朝に若宮荘の領有が移ったのは、宗像氏が平氏に味方し、若宮荘が平家没官領となったためであろうと考えられる。しかし、宗像氏の伝領については史料が断片的であり、また源頼朝の寄進当時、若宮荘はまだ「鞍手領」という名称が用いられており、さらに若宮という地名が若宮八幡宮に由来するであろうと思われることから、若宮荘が古くから宗像氏の所領であったと直ちに肯定することには若干疑問が残る。⁽⁴⁾

左女牛若宮八幡宮は京都六条にあったので、六条八幡宮とも称される。創立は天喜元年（一〇五三）後冷泉天皇の勅願により、源頼義の沙汰で六条左女牛の地に勧請されたという一説がある。⁽⁵⁾しかし史料の初見を、文治元年（一一八五）十二月晦日、京都六条に八幡宮が建立され、その場所は源頼朝の祖父為義の邸址にあたるという「吾妻鏡」の記事に求める説もある。⁽⁶⁾いづれが草創の真相かにわかには定め難いが、いづれにしても六条八幡宮は石清水八幡宮から勧請され、現在の西本願寺境内東北の地に創立されたと考えられる。⁽⁷⁾それは左女牛井と称する伝説のある土地であった。⁽⁸⁾六条八幡宮の所領は、前述のように鎌倉幕府開幕とほぼ同時に頼朝によって、筑前・土佐・撰津・尾張各国において一部の所領が寄進され、とくに土佐国吾河郡は文治三年十月二十六日、京都大番役以外の一切の公事を免ぜられるなど厚手い保護が加えられている。室町時代になると、年代は不明だが、「鹿苑院殿ヨリ御拝領惣目録」によれば、先にあげた所領の外に美濃国森部郷が加えられ、醍醐寺三宝院は左女牛若宮別当職として、同宮の所領を管領した。それより後足利義教が安堵の花押を加えた「醍醐寺方管領諸門跡等目録」によれば、源氏・千種両町が社領となっている。⁽¹¹⁾文安六年（一四四九）四月十一日と応仁二年（一四六八）十月四日の同様な目録によって、所領の領有が変りなく続いたことが知られる。源頼朝の若宮八幡宮に対する崇敬も深く、保護が加えられたと同様に、室町幕府にも継承され、所領が供料所として寄進される。鎌倉以降の「所領目録」には撰津国桑津荘も加えられているが、室町時代に八幡宮領に寄進されたものであろうか。⁽¹³⁾応仁の乱によって、六条八幡宮が焼失した後、足利義

輝、義昭などによる回復が行われたが、往時の景観はとり戻せなかった。⁽¹⁴⁾筑前国若宮荘は室町時代に入って、観応三年四月から延文四年にかけて三代に渡る將軍から、武藤肥前守と開田佐渡次郎以下の輩の濫妨を停止すべく御教書が下されており、在地勢力の荘園侵略と幕府の保護が加えられたことを物語るが、在地勢力の侵害の執拗さもさることながら、保護の実効性は薄かったようで、度々の御教書の下付がそれを示している。⁽¹⁵⁾若宮八幡宮の若宮荘伝領は応仁二年の所領目録が史料の所見の最後である。さらに降って戦国大名大友宗麟は若宮荘をその所領としたが、⁽¹⁶⁾いづれは近隣の秋月氏の鞍手郡進出が見られるのでその支配下に入ったであろうと推測される。⁽¹⁷⁾

若宮荘に比定した若宮町の地理的景観は、先述の水原・竹原・平のほぼ中央部に六条八幡宮の分祠と伝えられる若宮八幡宮が鎮座する。⁽¹⁸⁾この宮の南側を犬鳴川が流れ、この川を中心にしたかな水田地帯がひろがっている。若宮盆地の水田には条里制遺構が残り、小字名と水田や道路の区画から復原が容易である。⁽¹⁹⁾そして若宮河内と称された程に水系の広がりを見せている。⁽²⁰⁾

中世以前における犬鳴川の水運の状況を近世のそれによって推察すれば、北方の丘陵から流れ出た山口川が犬鳴川に合流する福丸には近世船場がおかれていた。⁽²¹⁾川船も犬鳴川上流この地点で上下したといわれる。従って中世においても福丸までは川船が上下し、金生・若宮などの年貢米輸送に利用されたと考えられよう。

二、鎌倉時代の年貢輸送

若宮荘の鎌倉時代における年貢輸送関係の史料は、文永七年から文永八年にかけて十八点の送状が知られる。きわめて集中的ともいえるが偏った残存でもあが、それはこの一連の史料が、報恩院年貢注進の紙背文書のためである。その存在が一年間であるのでかえって密度が濃い。これらの史料にもとづいて先ず年貢米から検討してみよう。

若宮荘が大きく武恒方、犬丸方の二方から構成されていたが、史料的には犬丸方関係がほとんどである。犬丸方の文永七年分で年貢米を合計すれば、(一表)年貢総高は雑用と正米を加え百二十三石七斗八升四合八勺三才となる。これが犬丸方文永七年度分の全てか否かは別として、犬丸方の年貢米に近い値であろう。

しかし、文永八年四月五日には、二年前の文永六年の年貢米が送進されているから、年貢米を完納するまでには、ずい分と月日を要したと考えられる。この運上には関米その他の雑用米がふくまれるが、現納分の正米は、米（玄米であろう）白米・小豆・米代麦から構成されていた。白米の内容は粳米および糯米の二種があった。年貢米は二度に分けて運上された。文永七年六月の送進状に「早米運上の時」とあることからすれば、早稲と晩稲の品種別があつてその収穫時に合わせたの運上がなされたと考えられ、文永七年分の年貢はその年九月から十一月までの送進と、翌文永八年四月から五月にかけての送進の二度に分けて運上されたことを見做すことができる。先掲の表一で同じ日の最も多かった運上高は文永七年十一月の五十五石九斗余で、最少は八年五月の麦二石一斗の送進であつたが、史料の上での確実な最少額は八年四月二日の五石余である。このように年貢米の運上は一定していない。それに年貢運上米が送文にあるように細分化されていることにも特色が見られる。

年貢米と同時に雑物、色代が運上された。これは主として地方の特産物が貢納されるのが一般的であつた。雑物等の内訳は表二に示した通りであるが、その中で主たるものをあげると、布、糖を中心に大豆、小豆、粳、蕪、革、紙、薦、荒巻（めじろ、さば）などであつた。とくに五回にわたる銭納は注目されてよい。金生封などにはきわめて少額であつた銭納がここでは、かなり多量に運上されていた。年貢としてではなく雑物、色代、放生会用途、段別銭として貢進されていることが特色となっている。この内とくに放生会用途については、室町時代の史料²⁵がある。八月の放生会用途に規定された武恒犬丸役として課せられた対象額は、本来的には現物であつたが、その全てを銭納にして合計二十一貫八百二十九文にも上っている。これが一般化できるとすれば、文永七年六月に犬丸方から銭十貫文送進したことから、もう一方の武恒方が半分負担していたと推測すると、すでに文永年間にも銭納化されていたと考えられる。また文永七年十一月十五日に「ふしはら殿」という人物から、銭二貫文、薦三枚、わた、荒巻二、翌年二月十二日には、銭二貫文、からむしろ二枚、ごき三口が犬丸方の年貢米に付して送られている。ふしはら殿がいかなる人物が明らかではないが、ふしはらは伏原と考えられ、荘内の村名であるので犬丸方の有力名主か殿がつけられているところより在地武士ではなかつたかと思われる。また、からむしろの送進から博多地域との交易も考えられ、ごき（呉器）など荘内でもある程度の工芸品の生産がなされていたことが想定される。

年貢物を運上するために必要な運賃については、これを見るために正米に対する雑用の占める割合を表(一)から計算すれば(二)表のようになる。表にみられること最も高い運賃で四・三割、最低で三・五割、平均すれば三・六割となる。この雑用にふくまれて、関米なる名目が見える。関米は関所を通過するために支払うのであるが『中世の関所』によれば関米の初見は乾元二(一三〇二)年であるとする。これと同義に解されている升米は文永元(一一六回)年がその初見として示すものとして貴重である。

若宮荘から送られる年貢米について支払われた関米は表四の如くである。このうち、正米高八石余に対する関米八斗及び四月二日の二例の数値をのぞくと正米に対して占める関米の比は、一般的には一パーセント前後であつたろう。しかし、残念ながらこれと比すべき例を知らないで、ここでは数字を記すに止め

以上のような年貢物を貢納者となつて運漕したのが、言うまでもなく梶取であつた。文永七年九月に梶取貞末法師代藤平太男が犬丸方得分米を運上してから、文永八年五月に梶取遠三郎包遠が同じく犬丸方米代麦を運上するまで、延べ六人の梶取が知られる。しかし六名のうち同一人物があるので、四人が存在したことになり、その殆んどが梶取貞末法師の代人の肩書をもつて任に當つてゐる。とくにその中、文永七年十一月の運漕者である遠三郎包遠は梶取貞末法師代人であつたが、翌年五月には梶取包遠として年貢送進に當つてゐる。代人より梶取へと昇格したことを示すと思われる。また梶取となる以前の過程で、文永八年四月五日には毗沙王太郎が運上したが、彼は梶取貞末法師代藤三郎包遠代と称している。藤(遠)三郎包遠が段階的に上昇をとげることが推察できよう。表(三)に見られる年貢運上者が殆んど犬丸方に関係する人々と考えると、その中の文永八年二月十二日の「すけなかのかま二郎」に付して運上とある人名は、犬丸方とは別個の集団に属すると推測され、年貢輸送の性格として文永年代の便船運上の可能性が窺われる。この報恩院年貢送進紙背文書について、年貢物送状の署判者等からこの時期における若宮荘を考察したい。文永七・八年のおよそ一ケ年ほどの間、送状の署名を表に示せば表(六)のようになる。先ず、送状名から若宮荘を区分すれば、武恒は別として、犬丸方および犬丸方預所、犬丸方新三郎入道名、小河村、水原に分けられる。これを署名者について類別して上の区分に所属させると表(七)の如くである。僧良正は新三郎入道と同一人物であり、表に見られる如く、いづ

れの区分にも属した署名者となっている。十八通の送文中十五通に、僧定成と代るがわる署名を加えているから、僧長正は御使僧定成とともに犬丸方の重要な地位にあったと推察される。御使僧定成は領家から派遣されて年貢米の収納に従事したものであろう。この三つの区分から見ると、犬丸方預所にある署名の「伊勢入道殿代官」は宮治時種のような預所の代官であろうか、同じ「伊勢入道殿代官」の中でも僧長真の存在は目を引く。文永七年九月の送状に伊勢入道の代官であり、同じ十一月には武恒預所の代官として二通の送状に見えている。「預所代官宮治時種」の後任に署名者として参加したようにも思えるが、武恒預所代官と同時に伊勢入道殿代官であったか否かは判明しない。いづれにせよ僧長真が犬丸方の年貢送文にあたって、犬丸方の代官として、また武恒預所代官として署名を列ねていることは、若宮荘の一方を構成した武恒の内部に関する史料がなく、武恒・犬丸の関係を想像する素材となるが、犬丸と武恒が少くとも年貢輸送の面では相互に深く関連しあっていたことは断定できよう。

他に、文永七年五月に水原恒清および水原分の色代などを恒高が送進し、同じく水原分として犬丸方の有力者である僧長正は段別銭を送った。文永五年六月、「きひのきくまさ等連署請文」には、「三つはらのあつかり所との」と文中にあり、水原に預所であったことを伝えているから、これら水原に關係する人々の中に預所であった人物が居たものであろう。

若宮荘については、ほとんど送文によって考察したため、在地の構成などを明らかにしえず推測に帰した。しかも若宮荘武恒・犬丸方は地名としては現存しないため、一層理解が困難であった。若宮荘は鎌倉時代については、管見の限りでは文永七・八年に史料が残るのみである。

三、室町時代の年貢輸送

南北朝以降の若宮荘において、観応から延文年間にかけて近隣の在地領主によるものと思われる武藤肥前守某と開田佐渡次郎などの濫妨が行われた。くわしい事情は明らかではないが、武士による荘園侵略は南北朝内乱と相俟って行われた全国的な風潮である。延文四年における若宮荘の呼称は史料によると、六条八幡宮領筑前国鞍手武恒犬丸并石松名(多伊羅村と号す)と見え、若宮荘の呼称は余りなされていない。石松名については鎌倉時代には見当らないので南北朝時代になつて加えられたか、開発が進んだものであろうか。現在の若宮町竹原の西側山裾に平の地名があるので、この地に比定できる。室町期の若宮荘在地の様相を伝

える史料は管見のところ皆無である。

また醍醐寺との關係については、六条八幡宮は醍醐寺三宝院の賢俊や室町幕府に重用された満濟准后が当宮を管理するようになってから全盛期を迎えたといわれ、醍醐寺が六条八幡宮を管領し、左女牛若宮別当職の所領に若宮荘が編入されたことは前述した通りである。従つて室町期の若宮荘は六条八幡宮領ではあるが、醍醐寺によつて実質的支配が行われ、また醍醐寺の文書によつてはじめて解明されることが多い。若宮荘の伝領も醍醐寺門跡の所領として伝領され、応永六年の足利義満の安堵以来、足利義教・義政と代々の將軍によつて安堵がなされた。応仁二年十月四日の目録が現在までのところ下限である。

室町時代における年貢輸送の史料は、文永年代から百五十余年降つて応永三十二年(一四二四)十一月十八日の内藤肥後入道智得請文を初見とする。この史料は室町期年貢輸送の基本的史料となるのでここに掲げよう。

請申

六条八幡宮御領筑前国武恒犬丸号若宮荘所務職事

右地者為御神領、一円請申所務職者也、随而自明年乙巳毎年正税貳百石、銭貳佰貫於京都可致其沙汰候、但此内春二月中仁式百石、秋七月中仁式佰貫可納申候、更不可致不法懈怠儀候、仍請文如件

應永卅一年甲辰十一月十八日 大内代内藤肥後入道

沙弥智得(花押)

以上のようなのであるが、若宮荘が典型的な守護請になった史料でもある。大内氏は筑前国の守護になるのはこれより後であるが、すでに應永の初年ころより北九州に進出して支配力を強めていたから、幕府と關係の深かった大内氏が若宮荘を請所としたことは充分考えられる結果である。本文書の要点は、大内氏の代官として内藤智得が應永三十一年に若宮荘の年貢を請負い、その年貢は二月に二百石を、七月中に銭二百貫文を運上するという契約であった。また、永享十年(一四三八)十月九日にも請文が出されたが、智得は内藤美濃守盛貞と同一人物であることが判る。内藤盛貞は大内氏の有力被管で大内盛見の時長門国守護代であった人物である。盛貞は荘内の若宮八幡宮と關係が見えている。永享十二年二月の若宮八幡宮棟札によれば、この年の神殿再興において惣政所として内藤美濃守盛貞の名があらわれる。若宮荘が内藤盛貞によつて荘地を支配されていたとも考えられる。若宮八幡宮再興の件は同宮縁起にも見ることができ、盛貞が八幡宮再

興を期したのが永享十二年の二月であるから、應永三十一年の請文を盛貞が年貢を請負うようになった時点と見做しても良いだろう。

内藤盛貞と京都醍醐寺との間の動向は、八幡宮再建に見られる若宮荘内の動きと対応して活発である。前述の永享十年の請文には應永三十一年のそれと二点で異なる。一つは「今年年貢お明春二月中に貳百石、同秋七月中に貳百貫可納申之」という点で、もう一つは更に付け加わって「御神領若宮荘御放生会料足次造管段錢等、任地下先例、可段其沙汰」とある一節である。前者により年貢遅納を後者によって若宮荘から六条八幡官放生会料の費用が鎌倉時代と同じく貢納されていたことを知ることが出来る。この請文が提出されねばならなかった事情は、永享九年十一月八日の西室大夫方状案文⁽³¹⁾と十月十四日付、十月十一日付の二通の内藤盛貞の書状を勘案すれば明らかである。⁽³⁵⁾

永享三年来、大内氏は少貳氏と対立を深め、しばしば豊前・筑前に進撃していたが、三年六月には大内盛見は筑前国深江に敗死し、その後を嗣いだ持盛、持世兄弟は家督をめぐる対立し、永享五年には持盛は持世より攻められ、豊前篠崎に討死した。その後大友氏を追い、少貳氏を討ち満員父子を斬って大内氏の勢力は筑前を平定したかに見えたが、七年、筑前は、「九郎殿筑前佐谷を被退之刻、國中急敵方知行」という事態が起り、翌八年には「九郎殿討死」という結果になり、若宮荘も「敵方」の押領するところとなって、内藤盛貞は知行できず年貢未進を生じたことが請文提出の原因となった。七年・八年のこの筑前における対立については他の史料がなく明らかではないが、大内持世は巻きかえしに出た少貳嘉頼・大友持直としばしば交戦しているのが、筑前においては、少貳嘉頼の軍に挽回されたものである。九郎殿は大内持世の弟教祐であると思われ、大内系図に永享八年六月廿七日筑前宗像西郷で戦死した記載があるので、盛貞の書状にある九郎殿討死と一致する。従ってここでいう敵方は「少貳氏方」をさすものである。盛貞の主張は、永享七年、八年、九年の三ヶ年に未進の年貢は千石であったが、これを「先当年事者、毎年翌年^ニ船上之時、運送」していたのであった。しかし醍醐寺側は、当年年貢においては「進翌年之間、当年之御年貢事、被入未進分事」は意を得がたい、しかし、上京の使節に在京を申付けたところ逃下ったことは「言語道断」の次第であると主張した。永享七、八年の未進米錢六百石の未進は、「敵方」が荘内に乱入し、敵方知行となったという盛貞が、三宝院から若宮荘の年貢を二千貫と仰出されたことは承服出来ないという旨に對し、土貢二千貫を云々することは無益であり、請文の通りに増減なく沙汰することが肝要

であると返答している。要するにこの永享七・八年の戦乱に盛貞が口実をもうけて年貢運上の合理的未進を試みんとしたといえよう。しかしこの前後、室町幕府は奉行人連署の書式をもつ過所を若宮荘年貢運漕のためにさかんに発給している。永享十一年（一四三九）二月から宝徳四年（一四五二）三月までの間、文安四年（一四四七）を除き間断なく見られる。このうち文安六年から宝徳三年までに発給された三通の過所は年貢米がすべて「去年分」であり、宝徳四年から降って長祿二年（一四五八）五月二十一日の過所は現在までのところ最後のものであり、六年間空白となっている。もちろん史料の残存にはさまざまな条件が加わるから一概には断定できないが、この前後は比較的まとまって残っているところから考察すれば、この六年間の空白については、先にのべた醍醐寺の管領所領目録と対比して、若宮荘の醍醐寺関係で最後の史料となる應仁二年十月四日の目録の年代と、先の「去年分」の記載と六年の空白を有する過所の発給とを考え合わせれば、内藤盛貞の請負に始まった室町期の若宮荘年貢輸送も長祿以降、途絶えがちであったと考えられ、従ってすべて「年貢米四百斛運送」と表現が同じ過所も永享十一年から長祿二年まで増減なくつねに一定して送られたか否かには一応考慮してかからねばならないと思われる。⁽³⁷⁾

表1 文永7.8.年の犬丸方正米及び雑用

(史料：醍醐寺文書3の250頁以下)

文永年月日	正米(単位石)	雑用(単位石)	年度分		文書号数
7.9.27	36.045	12.975	7年分	犬丸方得分米	3
7.11.15	8.0672	2.90352	〃	犬丸方得分米	1
〃	11.05	3.9774	〃	預所得分米	2
〃	15.27	5.68778	〃	預所得分米	7
〃	3.46573	1.24017	7年分カ	犬丸方内新三郎入道名 預所作米	8
〃	3.0	1.3	7年分	小河村米	18
8.4.2	1.86	0.72	〃	犬丸方預所得分米	10
〃	1.8	0.7	〃	小河村用作米	13
8.4.5	3.173	1.1402	〃	犬丸方預所得分米	14
〃	1.01651	0.41213	〃	犬丸方新三郎入道預所得分米	15
〃	4.3286	1.55259	6年分	犬丸方新三郎入道 沙汰預所得分米	17
8.5.11	1.555(麦)	0.545	7年分	犬丸方米代麦	12
合計	90.63104	33.15379			

表2 文永七,八,年の犬丸方等雑物送進内容

7.5.6.	水原恒清色代等(19号)	銭 6貫645文 色代布 2反 繻 2斗	{ 色代 5貫445文 水原恒清田率に到来分 1貫200文水原分 破繻 1斗 太繻 1斗 } 御米立用水原分
7.6.25	文永七年犬丸方銭(9号)	銭 10貫文 布 2反	放生会用途 たうさき布
8.2.12.	犬丸方預所得分色々雑物(6号)	銭 3貫文 繻 1斗2升 例布 2反 くすのこかみふくろ 1. むかはき 1かけ 弓 2帳 むち 1つ	めぐり えりぜに あまつらつつ 1 差 縄 2すぢ 雑 紙 3帖 蓑 笠 2共 関東御下向旅共進物
8.4.2	文永七年犬丸方預所得分米(10号)	色代 銭 3貫文 子細白布 1反 吉書紙 8帖 (代米 4斗8升) 繻 1斗 蕨 3枚	
8.4.5	犬丸方文永七年預所得分色々雑物(5号)	繻 2斗3升 太繻 2斗 斑蕨 2枚 納豆 5升	小豆 1斗5升 大豆 3斗6升 { 正大豆 3斗 雑用 6升斗別 2升 } 粃 9斗6升 { 正粃 8斗 雑用 1斗6升 }
8.4.24	文年七年犬丸方布(16号)	2反内 子細白布 1反 小社布 1反	竹原 同
8.5.7	犬丸方水原分段別銭(11号)	銭 675文	

表 4 関米について

括弧は推定による計算

文 永 年 代	正米(単位石)	関米(単位石)	比率(%)
7年9月27日	36.045	(0.3592)	0.99
7年11月15日	8.0672	0.8	9.9
〃	15.27	0.153	1.0
8年4月2日	1.86	(0.1042)	5.5
〃	1.8	(0.068)	3.7
8年4月5日	3.173	0.03	0.94
〃	1.01651	0.01	0.98
〃	4.3286	0.04	0.92

表 3 運上米の運賃

文永(年月日)	正米(単位石)	雑用(単位石)	比率(%)
7.9.27	36.045	12.975	35.9
7.11.15	8.0672	2.90352	35.9
〃	11.05	3.9774	35.9
〃	15.27	5.68778	37.2
〃	3.46573	1.24017	35.7
〃	3.0	1.3	43.3
8.4.2	1.86	0.72	38.7
〃	1.8	0.7	38.8
8.4.5	3.173	1.1402	35.9
〃	1.01651	0.41213	40.5
〃	4.3286	1.55259	35.8
8.5.11	1.555	0.545	35.0
合計と平均	90.63104	33.15379	36.5

表 5 犬丸方梶取一覽

文永7年9月27日	文永7年犬丸方御得分米送文	梶取 貞末法師代藤平太男
〃 7年11月15日	文永7年犬丸方御得分米送文	梶取 貞末法師代藤三郎包遠
〃 7年11月15日	文永7年預所御得分米送文	
〃 7年11月15日	文永7年犬丸方預所御得分米送文	
〃 7年11月15日	犬丸方内新三郎入道名預所御作米送文	
〃 7年11月15日	文永7年小河村御米送文	
〃 8年2月12日	犬丸方預所御得分色々雑物送文	すけなかのかま二郎につけて運上
〃 8年4月2日	文永7年犬丸方預所御得分米	梶取 貞末法師代藤平太
〃 8年4月2日	文永7年小河村用作米送文	
〃 8年4月5日	犬丸方文永7年預所御得分色々雑物	梶取 貞末法師代藤三郎包遠代毗沙王太郎
〃 8年4月5日	犬丸方文永7年預所御得分米送文	
〃 8年4月5日	犬丸新三郎入道沙汰分文永7年預所御得分米送文	
〃 8年4月5日	犬丸新三郎入道沙汰分文永7年分預所御得分米送文	
〃 8年5月11日	文永7年犬丸方御米代表送文	梶取 藤三郎包遠

表 6 年貢送状及び署名者

文7.5.6	文永六 水原恒清色代等送文	(署名)	恒高
文7.6.25	文永七 犬丸方錢送文	御使僧	定成
文7.9.27	文永七 犬丸方御得分米送文	預所代	宮治時種
		伊勢入道代官	漆嶋為忠
		伊勢入道代官	僧長真
文7.11.15	文永七 犬丸方御得分米送文	御使僧	定成
		伊勢入道代官	漆嶋為忠
		武恒預所代官	僧長真

文7.11.15	文永七 犬丸方預所御得分米送文	僧良正 伊勢入道殿(代官) 源信忠 同 代 漆嶋為忠
文7.11.15	文永七 犬丸方預所御得分米送文	御使僧 定成 伊勢入道殿代官 源信忠 同代官 漆嶋為忠 武恒預所代官 僧長真
文7.11.15	犬丸方内新三郎入道名預所御作米送文	新三郎入道
文7.11.15	文永七 小河村御米送文	御使僧 定成
文8.2.12	犬丸方預所御得分色々雑物送文	僧良正(新三郎入道)
文8.4.2	文永七 犬丸方預所御得分米送文	御使僧 定成
文8.4.2	文永七 小河村田作米送文	御使僧 定成
文8.4.5	犬丸方 文永七預所御得分色々雑物	僧良正(新三郎入道)
文8.4.5	犬丸方 文永七預所御得分米送文	伊勢入道殿代官 漆嶋為忠 同 代官 源信忠
文8.4.5	犬丸方新三郎入道沙汰分文永六年預所御得分米送文	僧良正
文8.4.5	犬丸方新三郎入道沙汰分文永七年預所御得分米送文	僧良正
文8.4.24	文永七年 犬丸方布送文	御使僧 定成
文8.5.7	犬丸方水原分段別銭	僧良正
文8.5.11	文永七年 犬丸方御米代妻送文	御使僧 定成

表 7

区分	職名	署名者	文永年代 (年月)
犬丸方 水原分	御使(僧)	僧良正	七・五
		水原恒高	七・五
犬丸方新三郎入道名	(新三郎入道)	僧良正	七・十一〜八・四
		源信忠	七・十一〜八・四
犬丸方預所	御使(僧) 武恒預所代官	僧長真	七・九
		僧長真	七・九
犬丸方及び 犬丸方預所	預所代 伊勢入道殿代官 同 代官	漆嶋為忠	七・九〜八・四
		源信忠	七・十一〜八・四
小河村	御使(僧)	定成	八・四

〔注〕

- (1) 『醍醐寺文書』(大日本古文書、以下同じ)(一)の二六一頁、二五五頁、(二)の三三三頁
- (2) 『福岡県史資料』八輯の四四頁
- (3) 應保年代から時代は降るが、醍醐寺文書(三)の二五三頁、文永五年六月二十三日、きひのきくまさ等連署請文は、在地の動向を示している中に「あかまの□けんそうとの」とあって赤間と若宮が密接な関係にあったことを示している。
- (4) いづれにしても、平安末の鎮西武士団原田・畷田、山鹿の諸氏がその所領を平家没官領とされ、頼朝の支配下に入ったことを考えれば、おそらく鞍手も平家没官領の一つであったと思われる。
- (5) 史料綜覧、天喜元年の条、日本社寺大観二八五頁、鞍手郡誌一一六頁、
- (6) 魚澄総五郎「六条八幡宮について」(歴史と地理八巻六号所収)、源頼義勧請説が室町末期の史料に拠るものが多いところから否定的見解である。
- (7) 「吾妻鏡」の文治元年十二月三十日の条に、「彼宮者、點故延尉禪室六

条御遺跡、被奉勸請石清水」と見えている。石清水文書(六)に「六条八幡宮(老)放生会用途注進という史料があるが、これが六条八幡宮との関係を示すものである。

(8) その後天正年間の検地で、秀吉が京都の社寺の処替を行った時、東山大仏殿の地に移し、慶長十年に現在の地、下京区五条橋東に移った。

(9) 若宮八幡宮文書、六条八幡宮領文書正文の文書目録にも見える。

(10) 前掲魚澄氏の論文によれば應永六年のようである。醍醐寺文書(一)の三七頁

(11) 『醍醐寺文書』(一)の六三頁

(12) 『同』(一)の七三頁、七九頁

(13) 『日本歴史大辞典』、六条八幡宮の項

(14) 魚澄氏前掲論文、日本歴史大辞典による。

(15) 川添昭二「鎌倉、南北朝時代における少弐氏の所領について」(九州文化史紀要十一号)

(16) 『鞍手郡誌』所収、山部村、尾仲文書

(17) 伊藤常足『太管内志』上の五〇七頁

(18) 『太宰管内志』上、若宮八幡の条に、若宮八幡宮は源義平を祭神とするという以下にある「当社縁起」の記述は疑わしい点が多い。

(19) 鞍手郡郷土史六五頁にその指摘がある。

(20) 貝原益軒「筑前国統風土記」

(21) 野口喜久雄「江戸時代の遠賀川の水運」(史淵九一輯)

(22) 『醍醐寺文書』(二)の二五〇～二六二頁

(23) 『同』文書(一)の七九頁

(24) 同じ日付の年貢運上の掘取が同一人であるところから、同時に運送されたと考えられる。

(25) 『石清水文書』(六)の二一六頁

(26) 相田二郎『中世の関所』四六頁

(27) 『醍醐寺文書』(一)の二六頁、足利義詮御教書

(28) 魚澄氏前掲論文

(29) 魚澄氏は論文中、應永六年に安堵したとされるのでこれに従った。

(30) 醍醐寺文書一七函八〇号文書

(31) この時の大内氏は義弘の代であり、醍醐寺と六条八幡宮との関係が結ばれてのち醍醐寺門跡と大内氏が折衝して請所となり、代官として内藤智得は若宮荘との関係を生じたと推測される。大内氏は應永以降北九州に勢力を浸透させ、筑前国の植木荘や豊前の金国保などにも大内氏による請所化が見られる。(拙稿「田川地方荘園史料集成」、石清水八幡宮善法寺領にはとりわけ大内氏との関係がみられる。)

(32) 『鞍手郡誌』、一四三五頁

(33) 『太宰管内志』上巻、五一四頁、しかしこの「当社縁起」には寛文の年号が見え近世の作であるので、棟札の方が史料的には確実である。

(34) 醍醐寺文書一七函四二号文書

(35) 同 一七函の坤七一号文書

(36) 同 一七函三八号文書

(37) ここで醍醐寺文書に残る過所の年代を示す、() は文書番号
永享十一年二月三日 (十八函一四二号)

永享十二年二月廿五日 (十八函一四三号)

永享十三年二月十四日 (十八函一四五号)

嘉吉二年十二月廿日 (十八函一四七号)

嘉吉三年十二月廿六日 (十八函一五一号)

文安二年三月廿九日 (十八函一五三号)

文安三年三月九日 (十八函一五四号)

文安四年二月廿四日 (十八函一五五号)

文安五年九月廿七日 (十八函)

文安六年二月五日 (十八函)

宝徳二年一月廿六日 (十八函)

宝徳三年八月十日

宝徳四年三月十七日

長祿二年五月二十一日 (十七函五六号)

(昭和五十年七月一日 受理)